

調布市社会教育委員の職務等について

1 目的

市の社会教育に関し，調布市教育委員会に助言等を行うことを目的とする。（社会教育法第17条）

2 設置根拠

社会教育法第15条第1項及び調布市社会教育委員に関する条例第1条

3 委嘱の基準

学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

（社会教育法第1条第2項，調布市社会教育委員に関する条例第2条）

4 会議の開催

会議は議長が招集する。

5 委員の任期

2年（調布市社会教育委員に関する条例第2条第4条）

※第33期：令和7年7月1日～令和9年6月30日

6 委員の報酬

会議等1回の出席につき，9,400円（源泉徴収あり）

（地方公務員法第3条第3項，調布市非常勤職員の報酬等に関する条例第2条第19号，同条例第3条第3項，調布市非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則第2条第2項）

社会教育法（抄）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

調布市社会教育委員に関する条例

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定により、調布市社会教育委員（以下「社会教育委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 社会教育委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

（定数）

第3条 社会教育委員の定数は、10人とする。

（任期）

第4条 社会教育委員の任期は、委嘱の日から起算して2年とし、補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、調布市教育委員会規則で定める。

調布市社会教育委員の会議規則

第1条 社会教育委員の会議（以下「委員会」という。）については、この規則の定めるところによる。

第2条 委員会には、委員の互選による議長と副議長を各1人おく。

2 議長、副議長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

3 議長は委員会を主宰し副議長は議長を助け議長に事故あるとき、または議長が欠けたとき、その職務を行う。

第3条 委員会議は、議長が招集する。

第4条 削除

第5条 委員会議は、特別の事項を分担するため分科会をおくことができる。

第6条 委員会議の決定は委員の半数以上が出席し、その過半数でこれを定める。賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第7条 委員は、会議において関係職員に対し説明又は資料の提出を求めることができ、関係職員は、会議に出席して意見を述べるができる。

第8条 委員会議の事務は、社会教育課において処理する。

第9条 この規則に定めるもののほか委員会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月5日教委規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

調布市非常勤職員の報酬等に関する条例

（定義）

第2条 この条例において「非常勤職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

（1）～（19） 略

（19） 前各号に掲げるもののほか、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する委員その他の構成員及び同法第3条第3項第3号に規定する職にある者

（報酬）

第3条 前条第1号から第17号までに掲げる非常勤職員の報酬は、別表に定めるところによる。

2 （略）

3 前条第19号に掲げる非常勤職員についての報酬は、時間を単位とする場合は1時間当たり3,900円、1日を単位とする場合は1日当たり9,400円、月を単位とする場合は1月当たり12万4,500円を超えない範囲とし、規則で定める。

4 （略）

令和7年度調布市社会教育委員の会議の開催日程について

1 開催日

第1回 令和7年 5月13日（火）

第2回 令和7年 7月 8日（火）

第3回 令和7年 9月 2日（火）

第4回 令和7年11月 4日（火）

第5回 令和8年 1月27日（火）

第6回 令和8年 3月24日（火）

※上記日程の他にも会議開催の可能性があります。

2 開催時間

午後1時30分から午後3時30分まで

3 開催場所

第1回～第6回 調布市教育会館3階301研修室

4 その他

上記日程は、議会開催等、都合により変更となることがあります。

5 都市社連協の開催予定

会議名	開催日時	開催地
都市社連協定期総会	令和7年4月19日（土）午後1時30分～（予定）	町田市
都市社連協第5ブロック 研修会	令和7年11月9日（日）（予定）	調布市
関東甲信越静社会教育研 究大会（神奈川大会）	令和7年11月20日（木）～21日（金）（予定）	横浜市
都市社連協交流大会	令和7年12月13日（土）（予定）	小金井市